

個別意見の概要

平成21年度の各省各庁の営繕計画書についての個別意見の概要は以下のとおりである。

1 政策課題への対応

- (1) 施設整備に当たっては、工事の品質を確保しつつ、工事コストの縮減、規格の見直し等を基本視点とした総合的なコスト縮減を図る。
- (2) 施設の耐震性能の確保による安全の向上、低炭素社会の構築に向けた環境負荷低減による地球温暖化対策の促進、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたバリアフリー化の推進等を図る。
- (3) 適正な保全、施設の長寿命化の促進、適正な運用管理等による官庁施設のライフサイクルコストの低減を推進する。

2 行政需要への対応

- (1) シビックコア地区又は一団地の官公庁施設としての計画条件が整っているものについて積極的に推進する。
- (2) 中央官衙について、「今後の霞が関の整備・活用のあり方」（平成20年6月社会資本整備審議会答申）、「霞が関地区整備・活用計画」（平成20年7月官庁営繕部）、「国有財産の有効活用に関する報告書」（平成19年6月国有財産の有効活用に関する検討・フォローアップ有識者会議）等を踏まえ、中央合同庁舎第8号館の整備の実施及び中央合同庁舎第4号館の整備方針に関する検討を進めるほか、老朽、施設の不備等に対応するため、計画的な改修等を行う。
- (3) 合同庁舎の整備については、国民生活に密接な行政サービスを行う官署の集約・合同化の推進に加え、耐震安全性が確保されていない庁舎について、地震防災機能を発揮するために必要な事業を行う。
- (4) 一般庁舎の整備については、新たな行政需要、機構改革、老朽、狭あい、施設の不備等に対応するため、合同庁舎整備計画及び既存庁舎の使用調整計画と調整を図った上で、緊急度の高いものから計画的に実施する。
- (5) PFI手法による官庁施設整備については、導入可能性の検討を行った上で実施することが適切なものについて事業を行う。

3 既存ストックの有効活用等

- (1) 施設寿命を延伸するとともに所要の性能を発揮させるための改修については、緊急度の高いものから計画的に実施する。また、新築と同等の効果が得られる大規模改修について、導入可能なものから積極的に実施する。
- (2) 防災拠点施設整備については、耐震性能確保のため耐震改修等の整備を緊急かつ積極的に推進する。
- (3) 環境負荷低減に配慮し、グリーン庁舎（環境配慮型官庁施設）の整備及び既存官庁施設のグリーン改修等を推進する。
- (4) 官庁施設のバリアフリー化については、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の趣旨を踏まえて推進する。